

## 「岩見沢市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（案）について

- ・第1回委員会でいただいたご意見を参考に、岩見沢市の制度の概要を作成しましたのでご確認ください。
- ・11月中旬に第2回委員会、パブリックコメント、市議会委員会からご意見を伺い、事務局で取りまとめ最終案を作成し、12月に制度の要綱を策定し、利用可能となる行政サービスに関する条例改正を行う予定です。第2回委員会では、前回同様それぞれのお立場からのご意見をいただきたいと考えています。なお、制度開始は令和5年2月を予定しています。

## ＜ご意見を反映させた主な点＞

- 居住要件については、「双方が市内在住」にしました。転入予定でも宣誓可能ですが、市内在住が確認できたときに受領証等を交付します。転入予定で宣誓した方には転入予定者受付票を交付します。
- 受領証等の返還手続きにおいて、「双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき」に該当する場合は、届出書に双方が署名する同意欄を設け、双方の意思を確認できるようにします。なお、返還手続きは一方のみでも行えますが、もう一方に届け出があったことを通知することにします。
- 制度や手続き方法の周知のため「制度利用の手引き」を作成し、窓口で配布するほか、市ホームページで公開します。本資料とあわせて参考資料1「岩見沢市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（案）」もご確認ください。
- 「制度利用の手引き」には、「法律上の婚姻とは異なり、法的な権利などの効果が生じるものではなく、相続や税の控除などの法律上の効果はありません」と記載します。また、利用可能となる（ならない）行政サービスについても周知します。
- 本資料には記載していませんが、関係書類の保存年限は、「受領証等が返還された日から10年を経過する日まで」とします。戸籍のような形で婚姻歴を保存することは出来ませんが、先行事例の中から保存期間がより長くなるものを参考にしました。



# 「岩見沢市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（案）について

## 1 制度の趣旨

岩見沢市では、第3次いわみざわ男女共同参画実践プランにおいて「性の尊重などの人権についての意識啓発」を重点項目の一つに掲げ、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、誰もが自らに誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、取り組みを進めてきました。こうした取組の一環として、要綱により岩見沢市パートナーシップ宣誓制度の導入を目指します。

### 【考え方】

要綱での策定を考えています。

地方自治法では、義務を課し、又は権利を制限する場合、条例によらなければならないと定められていますが、本制度では、市民に義務を課し、又は権利を制限する仕組みを想定していないこと、また、普及啓発などを通して多様な性に関する理解を広げることが目的としていることから、要綱に基づき制度を実施しようとする考えです。

## 2 制度の概要

性的マイノリティの方がお互いを人生のパートナーとして、これからの人生を共に歩み、日常生活において互いに助け合う関係であることを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認めるとともに、宣誓書受領証及び受領証明カードを交付するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、法律婚に規定されていないことにより、その関係性が認められず、日常生活や様々な場面で生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々への困難を緩和し、性の多様性への理解が促進されることを目指すものです。

### 【考え方】

「宣誓」は、二人がパートナーシップ関係にあることを市長に宣誓し、宣誓した事実を証明する制度であり、公正証書の作成を要件としていないことから、申請のハードルが低くなります。

また、各自治体で取り入れられている同様の制度については、その多くが「宣誓」制度となっており、制度の名称として一般的となっていることから、「宣誓」制度にしたいと考えております。

## 3 パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいいます。

#### 【考え方】

本制度は性的マイノリティの方々の困難を緩和し、性の多様性への理解が促進されることを目的としています。

事実婚関係にある場合、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるなど、結婚に準ずる一定の関係性が認められているほか、住民票にも「妻/夫(未届)」との記載が可能で、その関係性を証明する方法があり、性的少数者の方々が直面している状況とは異なることから、事実婚の方は対象としない考えです。

## 4 宣誓をすることができる方

宣誓をすることができるのは以下のすべてに該当する方です。

- (1) 成年に達していること
- (2) 一方又は双方が性的マイノリティであること
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること
  - ア 双方が市内に住所を有していること
  - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること
  - ウ 双方が市内への転入を予定していること
- (4) 配偶者がいないこと及び宣誓の相手以外にパートナーシップの関係にないこと
- (5) 互いに近親者ではないこと

#### 【考え方】

(3)の住所については、岩見沢市が定める仕組みであるため、双方が「市民」である必要があり、一方のみが「市民」である場合は、制度の対象にならないと考えています。しかし、婚姻に際しても同居が要件とはなっていないこと、また、近年の家族関係の多様化といった時代背景も踏まえ、パートナーの同居は制度の対象要件としない考えです。

(5)の近親者ではないことについては、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は対象とする考えです。

## 5 必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本等）
- (3) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

#### 【考え方】

(1)は市民であることを確認するため、(2)は重婚ではないことを確認するため、(3)はなりすまし等を防ぐため、添付（提示）していただく考えです。

## 6 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証 (A4)
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証明カード(クレジットカードサイズ)

様式第2号 (第7条関係) (表面)

**パートナーシップ宣誓書受領証**

\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

ここにおふたりが、岩見沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。


これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、おふたりのご多幸をお祈りいたします。

岩見沢市は、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、誰もが自らに誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、取り組みを続けていきます。

今後とも、おふたりが自分らしくいきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

岩見沢市長

 **パートナーシップ宣誓書受領証明カード**

様 様

上記の者らは、岩見沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明する。

年 月 日

岩見沢市長 印

### 【考え方】

「受領」は手続きとして書類、書面等を受け取ることという意味で用いています。  
受領証は持ち運びやすいカード型(クレジットカードサイズ)も合わせて交付します。

## 7 通称名の使用

戸籍上の氏名以外に日常で使用している通称名を宣誓書受領証および受領証明カードに記載できるものとします。

### 【考え方】

法律婚は戸籍上の氏名での届け出となりますが、性別に違和を感じている当事者の方が利用しやすくするため、戸籍上の氏名以外に日常生活で使用している通称名を記載すること可としている自治体が多いことから、岩見沢市でも同様に通称名を宣誓書受領証および受領証明カードに記載できるものとします。  
通称名の記載を希望する場合は、通称名がわかる書類の添付が必要です。

## 8 宣誓の流れ

宣誓は、市民環境部市民連携室で行います。

(1)事前予約	・窓口、電話、メールにて、事前に宣誓日を予約していただきます。
(2)パートナーシップ宣誓	・(1)で決定した日時に、必要書類を持参し、原則二人そろってお越しいただきます。 ・宣誓される方自らが記入した宣誓書を提出していただきます。(代筆可) ・原則、個室で対応します。
(3)宣誓書受領証および受領証明カードの交付	・宣誓書受領証および受領証明カードを、二人それぞれに後日交付します。

※宣誓書受領証および受領証明カードの発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。

### 【考え方】

制度の周知にあわせて、「岩見沢市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」を発行し、手続き方法について周知します。

## 9 宣誓書受領証および受領証明カードの返還

宣誓書受領証および受領証明カードの返還が必要な場合は、以下のとおりです。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 市外に転出するなど、宣誓の要件を満たさなくなったとき
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったことが判明したとき

### 【考え方】

(1)の場合は、届出様式に同意欄を設け、宣誓者が二人とも氏名を自署した上で提出していただくことを検討しています。

また、返還の届け出はお一人のみでも手続きが可能ですが、届出があったことをもう一方に通知することになります。

## 10 自治体間での相互利用について

制度を利用している方が、住所を異動したときに新たに宣誓することなく、継続して使用できるよう、パートナーシップ制度を実施している道内の自治体（札幌市、江別市、函館市、北見市）との相互利用について調整を図ります。

### 【考え方】

制度を利用している方が、住所を異動したときに新たに宣誓することなく、継続して使用できるよう、道内の導入自治体との連携について調整を図ってまいります。

## 11 利用可能となる行政サービス

市が提供する行政サービスについて、受領証等をお持ちの方が活用できるよう検討します。ただし、法律等により対象者を規定している場合や各事業における個別要件を満たさない場合は対象外となる場合があります。

### 【パートナーシップの宣誓により利用可能となる行政サービス（予定）】

制度・手続きの名称	内容
市営住宅・北村勤労者住宅	パートナーとの入居申込、同居申請をすることができます。（入居資格の共通要件を満たす必要があります。）※条例改正が必要です。
市営墓地	墓所の使用申請、承継申請をすることができます。※条例改正が必要です。
災害見舞金	パートナーを配偶者と同等として、災害見舞金の支給対象とします。（法令適用を除く）※規則改正が必要です。
り災証明書の交付（火災のみ）	り災者本人に代わりパートナーが委任状なしで申請できます。（同一住所の場合に限ります。）
保育所等利用申込・利用	パートナーの子どもの保護者として利用申込できます。（子どもを現に監護している場合に限ります。）
留守家庭児童登録	パートナーの子どもの保護者として利用登録できます。（子どもを現に監護している場合に限ります。）
市立病院	病状説明の同席や面会、手術同意などができます。※内規の改正が必要です。
住宅購入支援助成金	パートナーを配偶者と同等として、助成対象とします。※要綱の改正が必要です。

【パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス】

手続きの種別	内容
住民票の届出、交付申請	同一世帯のパートナーの住民異動の届け出、交付申請を委任状なしでできます。
市税に関する証明	同一世帯のパートナーは税証明の交付申請を委任状なしでできます。
土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧	同一世帯のパートナーは縦覧及び閲覧にかかる委任状を省略できます。
身体障がい者等に対する軽自動車税（種別割）の減免	障がい者と生計を同じくするパートナーが所有し、障がい者自ら使用する軽自動車等、又は、障がい者と生計を同じくするパートナーが障がい者のために使用する軽自動車等について、減免申請することができます。
介護保険制度	パートナーの介護保険に関する届け出を委任状なしでできます。
国民健康保険の加入、届出	同一世帯の場合、パートナーと家族として加入することができます。また、パートナーの各種届出を委任状なしでできます。
後期高齢者医療制度	パートナーの各種届出を委任状なしでできます
医療費受給者証	パートナーに関する届け出をすることができます

【パートナーシップ宣誓をしても利用できない行政サービス】

手続きの種別	内容
戸籍の届出（死亡届を除く）	パートナーの戸籍の届け出の届出人になることはできません。
戸籍の証明の交付申請	パートナーの戸籍の証明書の交付申請は委任状が必要です。
印鑑登録	本人以外は法律上の婚姻による配偶者であっても代理申請となります。
相続	法定相続人に含まれません。
税の控除	人的控除の対象に含まれません。

【考え方】

制度導入後に利用可能となる行政サービスにつきましては、市のホームページに掲載するなど、情報提供に努めます。上記以外のサービスについても順次活用できるよう検討してまいります。

市職員の休暇や福利厚生制度についても、利用可能となるよう検討してまいります。



## 12 今後のスケジュール

制度施行は令和5年2月1日を予定しています。

### 【今後の予定】

時期	内容
令和4年11月15日 ～30日	・パブリックコメントの実施
令和4年12月	・岩見沢市議会第4回定例会に利用可能となる行政サービスに関する条例改正案を提案 ・パートナーシップ宣誓制度の策定、告示 ・利用可能となる行政サービスに関する規則、要綱等の改正
令和5年1月	・市民や事業者への制度周知、啓発 ・啓発事業（いわみざわLGBTセミナー）実施
令和5年2月1日	・パートナーシップ宣誓制度施行

### 【考え方】

本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、施行前に周知期間を設けます。

市広報やオフィシャルウェブサイトを活用し、市民や事業者への周知に努めるほか、いわみざわLGBTセミナーなどの啓発事業も実施してまいります。